

原議保存期間	5年（令和13年3月31日まで）
有効期間	一種（令和13年3月31日まで）

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
（参考送付先）
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙サ企発第74号、丙サ捜発第32号
令 和 7 年 9 月 4 日
警 察 庁 サ イ バ ー 警 察 局 長

サイバー部門における適正捜査の推進について（通達）

サイバー事案等（サイバー事案に係る犯罪その他犯罪の実行に不可欠な手段として高度情報通信ネットワークを利用する犯罪をいう。）の捜査に当たって特に配慮すべき事項等については、「サイバー事案等の捜査における基本的留意事項等について（通達）」（令和6年4月1日付け警察庁丙サ捜発第10号ほか）により指示してきたところであるが、「国家賠償請求訴訟判決を踏まえた緻密かつ適正な捜査の徹底について（依命通達）」（令和7年8月7日付け警察庁乙備発第4号ほか）を踏まえ、サイバー部門における捜査全般に関する一層の適正化を図るため、下記施策の推進に努められたい。

なお、本通達は、警察庁生活安全局及び警備局と協議済みである。

記

1 適正捜査に関する指導の徹底

- (1) 生活安全部門に所属するサイバー捜査担当にあつては「生活安全・地域警察部門における適正捜査の推進について（通達）」（令和7年8月7日付け警察庁丙生企発第56号ほか。以下「生活安全局通達」という。）に基づき、また、警備部門に所属するサイバー攻撃対策担当にあつては「公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査の徹底のための取組の推進について（通達）」（令和7年8月7日付け警察庁丙備企発第70号ほか。以下「警備局通達」という。）に基づき、適正捜査の徹底を図ること。

また、サイバー捜査を担当する所属が生活安全部門に所属していない場合又はサイバー攻撃対策を担当する所属が警備部門に所属していない場合については、生活安全局通達及び警備局通達の趣旨を踏まえ、所属する部門等の適切な所属に、取調べをはじめとする捜査の適正化、公判対応等を総括的に指導する職務を行う者（以下「サイバー指導官」という。）を配置するとともに、これを効果的に運用することで、緻密かつ適正な捜査を推進すること。

サイバー指導官は、中立的な立場から事件の捜査に関する部内の相談・意見等を受け付け、相談・意見等の中に個別の事件の捜査指揮における判断上重要と思われる問題があれば、警察本部長に直接報告し、対応・是正につなげること。

- (2) サイバー指導官等による指導が行われても、実質的な適正捜査の推進は、現に捜査を行っている部署の捜査幹部が捜査指揮を通じて行うものであることに変

わりはない。

サイバー部門の各級幹部は、捜査指揮を徹底し、取調べをはじめとする捜査全般の一層の適正化を図ること。

2 指導・教養の充実

捜査指揮能力及び捜査実務能力の向上を図るため、部下職員を警察庁が実施する専科教養等に積極的に参加させるほか、各都道府県警察の実情に応じ教養・研修の充実を図ること。また、捜査員に多様な捜査経験を付与するため、他部門との人事交流等を推進し、人材を計画的に育成すること。

3 より良い捜査指揮に資するための意思疎通の円滑化

平素から課題解決に向けて階級に関係なく率直に意見を出し合うことのできる開かれた環境づくりのための、幹部の意識改革を進めること。

また、警務部門等が設置する各種窓口で受け付けた相談・通報についても、必要に応じ、相談者・通報者の保護に適切な配慮をした上で、警察本部サイバー部門幹部に共有し、サイバー部門における捜査運営の改善、勤務環境の整備等に活用すること。